

福祉サービス第三評価結果の公表様式〔保育所〕

①第三者評価機関名

(株) 第三者評価機構 静岡評価調査室

②施設・事業所情報

名称：静岡市立清水こども園	種別：幼保連携型認定こども園												
代表者氏名：大村 真理子	定員（利用人数）：110名（90名）												
所在地：静岡市清水区本町 11番32号													
TEL：054-352-4229	ホームページ：http://www.city.shizuoka.lg.jp												
【施設・事業所の概要】													
開設年月日 昭和23年11月1日													
経営法人・設置主体（法人名等）：静岡市													
職員数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">常勤職員</td> <td style="width: 33%;">16名</td> <td style="width: 33%;">非常勤職員</td> <td style="width: 33%;">13名</td> </tr> </table>	常勤職員	16名	非常勤職員	13名								
常勤職員	16名	非常勤職員	13名										
専門職員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td colspan="4" style="padding-left: 20px;">（専門職の名称）</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">保育教諭</td> <td style="width: 33%;">23名</td> <td style="width: 33%;">事務員</td> <td style="width: 33%;">1名</td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td>4名</td> <td>嘱託医</td> <td>2名</td> </tr> </table>	（専門職の名称）				保育教諭	23名	事務員	1名	調理員	4名	嘱託医	2名
（専門職の名称）													
保育教諭	23名	事務員	1名										
調理員	4名	嘱託医	2名										
施設・設備の概要	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">（居室数）</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;">（設備等）</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>年齢別保育室</td> <td>5室</td> <td>事務室・給食室・トイレ・プール</td> <td>遊戯室・園庭・遊具</td> </tr> </table>	（居室数）		（設備等）		年齢別保育室	5室	事務室・給食室・トイレ・プール	遊戯室・園庭・遊具				
（居室数）		（設備等）											
年齢別保育室	5室	事務室・給食室・トイレ・プール	遊戯室・園庭・遊具										

③理念・基本方針

（1）基本理念

【静岡市子ども・子育て支援プラン基本理念】

○静岡市は子どもを大切にします

【静岡市教育振興基本計画】

○目指す子どもの姿「たくましくしなやかなこどもたち」

- ・自己肯定感を高める子
- ・夢中になって遊ぶ子
- ・明るくのびのび生活する子
- ・自分らしく表現する子
- ・楽しんで関わる子

【こども園事業の目的】

- 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施
- 小学校就学前の子どもへの保護者に対する子育ての支援

【こども園運営方針】

- 教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令並びに関係条例を遵守します
- 園児の心身の発達と、園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成し、これに基づき園を運営します

【清水こども園 教育・保育目標】 「自分らしさをだし意欲的にとりくむ子」

【清水こども園 令和2年度重点目標】 「夢中になって遊ぶ ～レッツ チャレンジ！」

④施設・事業所の特徴的な取組

- 1) 園児一人一人の生活リズムや心身の状態、家庭環境や状況に配慮した関わりを大切にしている
- 2) 園児自らが遊びを選択、決定し、すぐに遊び出せる環境の保障、また、その遊びを子どもがつながったり広げたりしていけるよう、子どもと・担任間・職員間で毎日振り返りを実施している
- 3) 特別な支援を必要とする子どもの発達や特性を踏まえたサポートプランを作成し、そのプランに沿って適切な支援を行うと共に、定期的に保護者面談を実施している。また、支援の必要な子に合わせた活動「ミッキー活動」を行っている
- 4) 保護者や地域の方に本園の教育・保育を理解してもらえるように、乳児の連絡帳・園だより・クラスだよりや保育ボードで活動の取り組みや保育教諭の思いを伝えたり地域・保護者が参加できる行事を計画、実施している

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年8月1日（契約日） ～ 令和3年2月28日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	0 回（ 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◎理念・基本方針の具現化と保育の質の向上に向けた取組が組織的におこなわれ、機能している

平成27年度から市立幼稚園・保育園すべてが幼保連携型認定こども園となり、各こども園が教育・保育活動、その他の園運営について目標の達成状況や取組の適切さなどを評価し、質の向上に資することを目的とした園評価に毎年取組んでいる。園評価は、職員の自己評価をまとめ、園関係者評価委員の評価、保護者アンケートを踏まえ、検討された改善策（次年度の具体的な取組目標）を表記して静岡市のホームページで公表している。また、『遊び改善構想』として、年度ごとに変わる子どもの姿や遊びの実態を分析し、育みたい資質・能力等目標を掲げ園内の年間研修に位置づけている。クラスごとの公開保育、事前・事後研修を通して園内環境の整備や保育士の資質向上を図るとともに、日ごと、週・月ごと、年度ごとに保育を振り返り、反省、評価、改善のPDCAサイクルが確立されている。

◎保護者のこども園に対する理解を深める取組が進められている

以前は送迎時に保護者が保育室に入ることができていたが、園舎前の道路への駐車が不可能となり、担任から保護者へ日々の保育や子どもの様子が十分に伝わりにくい状況となった。これを打開するために次の4つの方策を実行している。

- ・乳児は現行通り保護者が直接保育室へ送迎し、直接担任と話す機会をもつ
- ・幼児は玄関に職員（主に園長・副園長）が立って受入れ、連絡事項を担当へ伝える相談したいことがある場合はその日時を設定する
- ・乳児のみだった個人面談を全園児対象に実施する
- ・保護者が読みたくなる園だより、クラスだよりの検討と作成

この成果もあり昨年度の保護者アンケートでは、理解できない旨の回答が0%という結果をもたらしている。コロナ禍において様々な活動が縮小、変更、中止される中でも工夫して実施し、日々の遊びの中に学びがあることを教育・保育内容に結びつけて発信している。

◎情報の流れを明確にし、園全体で園児を見守る「チーム清水」が形成されている

早朝7時から18時まで園児が在園する時間内に、保育士が情報共有のための時間を捻出するのは容易いことではない。研修指定園となったことをきっかけに、「つながる保育」を大切にしたいと共通理解のための方策を探り、午睡時間を活用した30分間の昼の打合せが定着した。全学年が集結して保育の振り返りを報告し、各クラスの取組を共有して環境構成等を再確認し、チーム保育を進めている。会議や打ち合わせに参加できない職員も多数いることから、書面での回覧、掲示とともに報告担当を決めて確実に伝え、保育の質や報告・連絡・相談が低下しないよう取組んでいる。第三者評価でのアンケートにおいても「担任の先生以外でも子どものことを気にかけてくれている」「先生全員が自分の子どものことを知っていてくれている」との声が複数あがっていることは特筆すべき点である。

◎クラスでの統合保育を中心にした特別支援教育・保育が実践されている

障がい児保育を受入れた当初から指定園としての歴史があり、現在は地域の拠点園としての機能を持ち、設備面でも玄関スロープ、階段登り口の滑り止め、丸型の持ちやすい手すりなどが設置されている。3ヶ月ごとにサポートプランを策定し、クラスの月案・週案をもとに支援児個別の週案を作成するとともに、日誌上部にねらいや手立て等、具体的な援助を記載する欄を設け、一人ひとりに合わせた援助ができるよう配慮している。さらに、個別の時間で活動する「ミッキー活動」では年間計画を立て、小さい集団で活動を積み重ねることで自信を持ち、クラスの中で自分を発揮できる機会としている。また、「うみのこセンター」（母子療育訓練センター）が実施する交流保育において、就園前の心身に障がいのある子どもを週1回（1名）受入れ、遊びの中で集団の良さや楽しさを親子で感じる場を提供するなど、地域においても心強い存在となっている。

◇改善を求められる点

◎プライバシー保護に関する規程・マニュアルを整備した保育の実施

「個人情報防止漏えい防止セルフチェックリスト」によりその取組が徹底されているが、一人ひとりの子どもが持っている羞恥心に対し、どのような配慮をもって保育をおこなうべきか、マニュアル等が整備されることを期待する。

◎地域との連携

地区敬老会や地域防災訓練への参加、運動会の案内・招待等段階的に着手しているが、園だよりの地区回覧をはじめ、地区の協議会への参加等でさらに社会に開かれたこども園作りを期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回第三者評価を受けることにより、職員全体で園の運営や保育の取り組みについて職員全体で確認、見直すことができました。

受審において、「チーム清水」という組織の中で、本園の理念・基本方針に沿って教育・保育の質の向上に向けた取り組みが組織的に実施され、機能していること、特別支援教育・保育の実践、保護者のこども園に対する理解を深める取り組みなどを高く評価していただいたことは職員の自信となり、今後更に意欲向上へとつながると感じています。また、求められた改善点については園として確実にできる取り組みを明確にし、実践しながら、保護者や地域の皆様に信頼されるこども園を目指していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡市が掲げる基本理念「静岡市は子どもを大切にします」と、目指す子どもの姿『たくましくしなやかなこどもたち』をもとに園教育・保育目標を明文化し、グランドデザイン、全体的な計画、要覧、ホームページに記載している。園教育・保育目標は前年度の課題や子どもたちの実態を踏まえて考案され、重点目標、目指す園児像、学年目標をもって理念を具現化する保育計画につなげている。保護者には新入園児オリエンテーションや保育説明会で配付する入園のしおりや重要事項説明書をもって説明・周知し、年度末の保護者アンケートの項目でその周知状況を確認している。コロナ禍において保育説明会が開催できず紙面配付のみとなったが、その後の園だより、クラスだより等で発信して理解を促している。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>第3次静岡市地域福祉基本計画(概要版)、第3次地域福祉計画後期実施計画、静岡市子ども子育て支援プラン等の内容を踏まえ、こども園課主催の研修や保育士会だより、全国保育協議会会報、報道などで動向を把握し、園が実施する子育て支援事業「あそび・子育ておしゃべりサロン」、園庭開放、園見学等参加者からの要望やニーズと合わせ、園の強みや弱みを分析している。また、教育・保育にかかる消耗品や備品、修繕費等コストを把握して予算配当を確認・運用し、入所率は毎月年齢区分表をこども園課に提出している。</p>		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>保育内容は年2回、静岡市が実施する園評価に全職員で取組んで問題点や課題点を明確にし、</p>		

学校評議員からも評価を受け改善策を講じている。分析にもとづいて明らかになった園の弱みとして、地域とのつながりを挙げている。園の発信力を課題とし、保護者会を始め、自治会、小学校等より地域情報を収集して接点を探り、まずは地区敬老会や防災訓練への参加、地域の伝統行事に触れることから着手している。また、職員も異動が多いため「お散歩マップ」を作成して地域理解を深めている。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>「園運営」「教育・保育の質の向上」「安心安全なこども園づくり」「保護者、地域への教育・保育の発信について」等、6項目にわたってビジョンを明確に記した3カ年の中・長期計画を策定している。項目ごとに実施内容と課題、改善策が記載され、アンケート結果のパーセンテージアップや開催頻度等、具体的な数値目標を設定し、評価をおこなえる内容となっている。中・長期計画は年度末に見直しがおこなわれ、次年度の計画策定につなげている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を踏まえ、ランドデザイン、教育課程の概要、『教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画』、『遊び改善構想』等、単年度計画が策定されている。前年度の課題から改善点が明確にされ、職員が意識して取り組める内容となっている。全体的な計画の中の取組はそれぞれ分掌がねらい、具体的な内容を記載した企画書を作成し、職員会議にて確認、実施後の反省をもとに次年度につなげている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、分掌担当が作成した企画案を園長、副園長で確認し、職員会議において内容を説明、他の職員に周知している。定期的にそれぞれの分掌の進捗状況を報告し合い全職員が把握できるようにしている。会議や園内研修、毎日の昼の打ち合わせに参加できない職員に対しては、内容を報告する担当者を決め、それぞれの担当から確実に報告し周知、理解できるようにしている。年度末には各分掌からの反省、園評価からの課題、改善策をもとに話し合い、次年度に反映している。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>保育説明会においてパワーポイントで写真等を交え、わかりやすく説明している。(今年度は、保育説明会は新型コロナウイルス感染予防の観点から中止、資料のみ配付している。) 毎月発行する園だより、クラスだよりを通して園の取組みにおける子どもの姿や学びを伝え、また、保育ボードやポートフォリオを掲示し、視覚で子どもの様子を発信している。本園では「お</p>		

たより研修」を実施して「保護者が読みたくなるおたより」の作成に取組み、その成果は保護者アンケートの数値にも顕著に表れている。例年、参加会を計画しているが、今年度は個人面談にて、写真や動画で園での子どもの様子を伝えたり家庭での様子を聞いたり、保育に対する説明をおこなってさらに理解を促している。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>「研修と評価による教育・保育の質の向上」として中・長期計画にも掲げ、毎年『遊び改善構想』として重点目標を園内研修テーマと定め、研修主任を中心に一年を通して園全体で取組んでいる。特に平成29・30年度と2年間、研修指定園となってからその体制を強化し、組織的な周知徹底のために研修だよりを発行、休憩室の掲示に書き込み方式を取入れ、研修に参加できない職員も学びを共有できるよう工夫している。また、園評価は年2回の自己評価後、職員会議にて園としての評価を明確にし、園関係者評価委員への園説明をおこなって評価を受け、次年度につなげるPDCAサイクルが定着している。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>園評価は経営の重点に関わることとして「園の教育・保育目標」、各領域に関わることとして「教育及び保育」「安全管理・指導」「研修」「家庭との連携」「地域との連携」等10項目について中間評価・年度末評価をおこない、課題や改善策を明確にしてホームページに掲載している。評価結果は職員で共有するとともに職員会議や各分掌での話し合い、リーダー会議等で見直しをして次年度の保育計画に活かしている。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>園の経営・管理に関する方針と取組について明示したグランドデザインを年度初めの職員会議にて説明、周知している。また、人事評価では「組織重点目標シート」を作成して職員に配付し、経営に関する方針と取組みを表明している。職務分掌は要覧、『教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画』の中に記載し、全職員が周知できるようにしている。災害時等における対応について園長不在の時は副園長、園長・副園長不在の時は主</p>		

任保育教諭がリーダーとなり指揮を執るようフローチャートに明記している。		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡市準公金取り扱い基準の理解とともに、こども園課による事務説明会に参加して適正な処理がなされるよう講じている。取引業者から納品された物を検品後、納品書、請求書を受取り、こども園課に提出している。また、園長会の研修においてメンタルヘルス、リスクマネジメント等必要な知識を習得するように努め、労働条件・職場環境に関する資料等ファイルして事務室に保管し、いつでも取り出して確認できるようにしている。正規職員はこども園課より定められたテーマをインターネット学習で学び、小テストをもって習熟度が測られている。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価の「重点目標シート」に教育・保育の質の向上を挙げ、職員の当初面談、中間面談、評価面談を実施し、助言、評価をおこなっている。実際に保育を見て、月案、週日案の自己評価を見極め、クラスリーダーから報告を受けた課題内容については、実際に保育に入り現状を把握し、内容によって副園長、主任保育教諭と改善策を見出し、それぞれの立場から取組めるように指導している。また、各分掌のリーダーが中心に進める研修や活動の進め方についても助言している。園長会主催研修、他園の公開保育、近隣の小学校公開授業等、園内研修以外の研修にも参加できるように研修体制を整えている。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>年齢区分表、職員構成調べ、園務分掌、ローテーション表による人事、労務の明確化を図り、予算の使途を明瞭化することで検証しながら実施している。職員の公平かつバランスの良い職務分担が図れるよう、副園長が毎月ローテーション表に土曜日出勤や早番遅番などシフトを作成し、園長が確認している。会議時間の短縮を目指し予め議題と所要時間を明確にして効率化を図り、ワークライフバランスを意識した年次有給休暇取得や定時退勤の推奨をしている。また、情報共有を徹底するために昼の打ち合わせ時間を30分確保し、翌日の職員の配置や連絡事項などを確認できるようにして「つながる保育」に重点を置いている。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>静岡市で定められた基準に沿ってこども園課が正規職員、会計年度任用職員を配置し、園では年齢区分表、職員構成調べを毎月こども園課に報告している。人材確保についてはこども</p>		

園課による正規職員選考を、会計年度任用職員（パート）においては園で選考をおこなっており、本園での職員募集に関する情報を受けた応募者が保育補助員として採用が決まり、環境整備や着替えの補助等、正規職員の負担軽減の一翼を担っている。育成については静岡市が示した教員育成指標に基づく研修、保育士会研修、園内研修等が実施され、教育・保育の実践につなげている。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>グランドデザイン、人事評価シートで期待する職員像を明確にして職員に伝えている。人事に関しては自己申告書（正規）、継続任用希望調査（会計年度任用職員）をもって意向確認がなされ、職員の処遇改善については、園長会の職員関係専門部を中心に話し合いをおこない、必要事項をこども園に要望している。今年度より会計年度任用職員制度が始まり、処遇改善の取組がなされている。静岡市教員育成指標により、計画的に研修が実施される中で、職員が時期に合った学びの獲得ができ、段階を踏みながら資質向上へとつながる仕組みができていく。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>毎月、職員の時間外勤務・年次有給休暇取得時間、職員配置状況を確認・調整しながら、目標設定値に近づけるよう年次有給休暇取得を推進している。また、職員の定期健康診断や腰痛及び頸肩腕障害検査を周知、実施し、再検査が必要な職員には受診を勧め、健康維持に留意している。年3回の人事評価面談においては意見や思いを聞き相談に応じている。日頃の職員の状況は副園長や主任保育教諭、クラスリーダーなど、身近にいる職員が相談を受けることもあるが、園長は必ず報告を受けている。また、メンタルヘルス研修を受け、市役所の保健室と連携をとり、サポートが必要な職員への対応をおこなっている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡市、こども園として期待する職員像を教員育成指標やグランドデザインで明確にし、職員一人ひとりの目標管理の仕組みが構築されている。個人目標シートは目標とその成果指標、終期時点の達成水準や自身の役割が明確になっており、人事評価において目標設定時、中間フォロー、達成評価時に面談をおこなっている。園長と個別に面談をする中で、各職員の目標が設定され、中間フォロー面談で進捗状況や今後の具体的な取り組みや達成見込みを確認し助言をしている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>静岡市教員育成指標に基本姿勢、素養を明示し、着任時、基礎期、向上期、充実期、深化期と5つの成長段階に区切り、それぞれの時期に備えるべき遊び指導力、生活運営力、子育ての支援力、組織運営力を示している。これに沿った研修計画が策定、実施され、園内では『遊び改善構想』に基づき、園内研修年間計画を作成して実践しているが、短時間勤務の職員の</p>		

参加については課題が残る。研修計画については年度末に反省と見直しを行い、次年度に反映している。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>経験年数、日ごろの保育、研修や分掌への取組み状況から知識、技術水準を把握して実際に必要な教育・研修が受けられるよう配慮している。新規採用職員はOJT指導員研修に参加した指導員によるOJTを実施している。市で統一された「OJTノート」に沿って進め、園長、副園長も定期的に確認、助言している。静岡市教員育成指標に基づく研修計画に沿って研修を受ける機会が確保され、資質・実践力向上研修では会計年度任用職員も研修に参加している。園内においても研究保育、教材研究、おたより研修等があり、参加できない職員にも資料を回覧したり、休憩室に掲示したりして、学びを共有できるようにしている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>実習生受入れマニュアルを整備し、実習生受入れの意義やこども園で学んでほしい事項などを明文化している。実習生に対するオリエンテーションでは実習のねらい、取組内容を確認し、これに合わせ観察実習、部分実習などプログラムを用意している。実習日誌の職員の記入内容については園長、副園長が指導し、実習終了後、実習クラス主担任、園長、副園長、実習生で会議をし、実習の取組みや達成度などを確認している。また、期間中に実習生の養成校担当職員が来園し、実習の様子やプログラムの確認をしたり、情報交換をおこなったりしている。子どもや保護者へは園だよりや門扉への貼り出しで受入れを知らせている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページ、要覧等に保育の内容や事業計画を記載し、今年度よりホームページには年4回、季節ごとに園の様子を掲載している。苦情・相談の体制は玄関に受付担当者、解決責任者、第三者委員が明示されたポスターを掲示し、その内容に配慮しながら園だよりや掲示板にて公表している。また、園の教育・保育方針は学校評議員（地区の自治会長、小学校教頭、保護者会長）に説明するとともに、実際に園の様子を見てもらっている。地域子育ておしゃべりサロンの年間計画や各回の案内は、自治会の回覧版やポスターを掲示して発信している。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>事務、経理、取引等はこども園課の指示、管理の下おこなわれ、事務説明会への参加と文書事務テキストにより、消耗、備品、修繕、備蓄購入等、購入項目に応じ、適正な事務処理がなされる仕組みがあり、職員にも周知されている。事業、財務に関しては園で作成しこども</p>		

園課に提出、確認された後、会計課に送られるなど、執行されるまでには何回もチェック体制がとられている。年に一度社会福祉施設指導監査を受けているが、外部監査にあたる包括外部監査が毎年おこなわれるものではない。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>グランドデザイン、『教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画』の中で地域との関わりについて文書化している。静岡科学館「る・く・る」や日本平動物園、静岡市美術館等のポスターを玄関に掲示したり、地域行事のチラシを自由に取らせるようにパンフレットスタンドを設置して情報提供している。毎年、地区の敬老会に参加依頼があり、計画に位置付けている。(今年度は新型コロナウイルスの影響で中止となっている) 地域の人々とのつながりには課題を感じつつも、近隣に散在する神社を巡ったり、節分には魚屋へ幼児が鰯を買いに行ったり、ひなまつりの時期には『末廣』へひな人形見学をしたりなど、行事に合わせ地域の社会資源を利用し、保護者にも情報提供している。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れマニュアルに基本姿勢を明文化し、登録手続き、配置、事前説明等を行う体制が整っている。受入れの際は事前打合わせの場を設け、子どもと交流をする際の留意点について説明をおこなうこととしている。事業計画にも学校教育への協力を位置づけ、毎年、小学校4年生の福祉授業の一環として幼児との交流や、中学生による職場体験などの依頼に応じ、副園長やクラス担任がそれぞれのねらいに沿った活動を支援している。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の関係機関や個々の子どもの状況に必要な施設などの連絡先があり、職員間で共有している。また、市内の子育てに関する情報が掲載された「しずおかし子育てハンドブック」がすぐに取り出せるようになっている。清水保健センター保健師や、清水区子育て支援課家庭児童相談係、近隣校等と情報共有し、必要に応じて園訪問で園児の様子を確認している。また、母子療育訓練センター「静岡市清水うみのこセンター」や言語教室の職員と、特別な支援を必要とする園児について情報共有し、適切な対応ができるようにしている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>年間計画に沿って子育て支援事業「あそび・子育ておしゃべりサロン」を実施して、保護者</p>		

<p>同士や職員も加わり気軽に話ができる時間を作り、子育てに関する悩みを相談し合ったり、園庭開放や園見学に訪れた親子に対応しながら地域のニーズの把握に努めている。また、清水保健センターの保健師、児童相談所、清水子育て支援課家庭児童相談係の職員との連携体制を取っている。地域との連携は、地区敬老会や地域防災訓練への参加、運動会の案内・招待等段階的に着手していたが、今年度になって新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から軒並中止となり、感染症終息後への期待がかけられている。中・長期計画においても、園だよりの地区回覧や地区の協議会への参加を掲げている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・⑤・c
<p><コメント> 地域の未入园児の親子の触れ合いや保護者同士の交流の場を目的として、「あそび・子育ておしゃべりサロン」を年間計画に沿って毎月実施している。また、園庭開放をおこなって安全なあそび場を提供し、園児との交流や子育ての相談が気軽にできる雰囲気を作るように心がけ、歯科衛生士による歯に関するアドバイスなど、専門的な立場から相談できる機会も設けている。例年、清水地区でおこなわれる「福祉のまつり」では保育フェアを実施し、市民にオペレッタを披露したり、地域の親子が楽しめる企画をおこなっている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・⑤・c
<p><コメント> 職員は「全国保育士会倫理綱領」が明記された「保育のしおり」を携行し、各クラスに「倫理綱領」を掲示していつでも確認できる環境にある。常に子ども主体の保育を意識し、子どもの思いから教育・保育が展開できるよう、毎日の職員間での振り返りで確認し合い実践できるようにしている。人権擁護委員と協力して幼児を対象に人権教育事業を実施し、また、年に1回、国際理解講座を開催して英語国際交流員を招き、ニュージーランドの文化や簡単な英語、ゲームなどを紹介してもらっている。実施した内容については掲示板で保護者にその様子を知らせている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・⑤・c
<p><コメント> 夏の水遊び、プール遊びなどの着替え等が園舎外から見えないように簾や仕切り版などを取り付け、また、必要に応じてカーテンやパーテーションで仕切り、目隠しができる環境を整えている。行事の際はスマートフォンで撮影した写真をSNSで発信しないように呼びかけ、入园のしおりでは園からのたよりで子どもの名前や誕生日を紹介することや、園のホームページ、職員研修での写真の掲載について等、個人情報の取扱いについて保護者からの理解を</p>		

<p>求めている。子どもの羞恥心への配慮といった内容のプライバシー保護規程やマニュアルが作成されるとさらによい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㊦・b・c
<p><コメント> 園の受け入れ、保育時間などの一覧表が掲載された「広報しずおか『静岡気分』」が各家庭に配付されている。ホームページにおいては年に4回、季節ごと園の様子を載せ、また、園の要覧は園の基本方針、職員構成、年間行事予定などを図や絵を使った構成でコンパクトに紹介されていてわかりやすい。園見学は出来る限り希望に沿うよう日時を調整し、園長又は副園長が対応し、施設や保育の様子を見ながら説明して質問事項に答えている。変更が生じた場合も含め、要覧やホームページの内容は年度末に見直し、必要に応じて修正している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㊦・b・c
<p><コメント> 保育の開始、内容については新入園児オリエンテーションにて、重要事項説明書や図・イラストを用いた入園のしおりを使って説明している。説明・交付後、保護者の同意を得たうえでその内容を書面で残している。（例年は4月に保育説明会を行い、変更事項等を分かりやすく説明しているが、今年度は資料の配付をもって理解を促している。）日本語の理解が難しい外国人の保護者には、多言語対応支援ツールとして多言語通訳タブレット（テレビ電話）や外国人相談員を交えての相談対応、おたより等の翻訳依頼などの協力体制が整えられている。耳の不自由な保護者に対しては筆談やFAXにて連絡を取り合っている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント> こども園における園児の指導要録の様式及び取り扱いの規定により、在園証明書の発行や指導要録及び健康診断の結果を送付し、保育の継続性に配慮している。保護者相談には園長、副園長が窓口になり電話相談や直接園で対応できる体制をとっている。また、小学校の公開授業や運動会などに出向き、卒園児や保護者に話を聞く機会を作っている。卒園後も気軽に来園し相談できることは口頭で伝えている。主に園長、副園長が窓口になっているが、他の職員でも対応した場合は報告を受けるようになっている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント> 全学年が集まる昼打合せでは、歳児ごとの保育の振り返りや今日から明日への保育のつながりを話合う中で、「何を楽しんでいたのか」「どんなことに興味関心があったのか」など子どもの様子を共有し合い把握できる体制を構築している。保護者に対しては年に1回個別面談や保護者懇談会を実施し、また、行事アンケートや利用者アンケートにて意見を把握している。行事アンケートは集計後職員間で共有、検討し、利用者アンケートは学校評議員会でも報告して改善につなげている。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者を副園長、第三者委員として主任児童委員2名を配置し、苦情解決に対する体制を整えている。苦情解決の仕組みのポスターを玄関に掲示し、重要事項説明書にもその仕組みを記載して新入園児オリエンテーションにて保護者に説明している。苦情については、文書管理の定めに従って苦情内容を記録し、職員に周知したあと、ファイルに綴じ保管している。行事アンケートからの苦情に対する改善点はおたよりで報告し、苦情申し出に対しては把握した事実や話合いの経緯、結果を伝え、保護者の了解を得ておたよりでの公表としている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>意見や苦情を直接受ける以外に意見箱を用意し、苦情解決に関するポスターや重要事項説明書に連絡先を明確に示し、入園オリエンテーション時に説明、周知している。事務室を相談室として、面談の際は事務室のドアの外側に面談をおこなっていることを示すプレートを掲げ、他の保護者の目に入らないように配慮している。園舎前の道路が駐車禁止となり、送迎時間に交わす保護者との会話が極端に制限される現状ではあるが、可能な限り園長・副園長が表に立って声をかけ、面談等時間を確保して意見に耳を傾けようと尽力している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>相談対応マニュアルは作成していないが、相談や意見を受けた際の記録、報告、対応策などを苦情解決に関する要綱に沿って整備し、年1回見直している。職員は毎日、子ども・保護者を笑顔で受け入れ、保護者が質問、相談などをしやすい雰囲気作りを心がけている。意見箱を設置し、行事ごとと年度末保護者アンケートを実施する等、積極的に意見を把握している。職員は保護者から受けた質問、相談に対し、即答できるものと検討が必要なものを判断し、困難性の高いものに関しては園長、副園長、主任保育教諭、必要に応じ職員全体で話し合い、保護者の理解を得られるよう努めている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>園長を責任者と定め、職務分掌の「生活安全」担当職員が中心となりリスクマネジメントの体制を整備している。こども園で定められた事故防止安全マニュアル、不審者対応マニュアルを読み合わせして周知し、災害、ケガ、嘔吐等フローチャートを整備して各クラスに掲示している。分掌担当職員が、職員から出たヒヤリハットを集計し、毎月の会議で話し合っ改善策をあげ、会議に参加できない職員にも各担当から報告する体制を構築し、改善策が有効であったか追跡評価もおこなわれている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のため	㊟・b・c

	めの体制を整備し、取組を行っている。	
<p><コメント></p> <p>こども園で定められた感染症マニュアルを職員に周知徹底し、読み合わせの都度見直しをしている。嘔吐処理用具を各保育室に用意し、使用後は速やかに補充をおこなって常に使用できる状態にしている。嘔吐の発生時、換気・子ども達の移動・防護服を着用しての処理・2m以内の徹底消毒・嘔吐した子どもの保護者に連絡等、マニュアルに沿って実行している。流行性の病気、皮膚疾患などの発生時には他の子ども達の体調チェック、視診、触診をこまめにおこない、体調の変化を見逃さないようにしている。感染症発生状況を玄関に掲示し、メール配信をおこなって保護者に伝えるとともに、家庭でも子どもの体調チェック、早期発見予防をしてもらえるよう呼びかけている。また、こども園課看護師から送られてくるナースだよりを配付して、流行する前に予防法や対処法を伝えている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>災害時の対応体制は、全体的な計画の中で「非常時対策」として明確にしている。年間計画では地震・火災・津波・洪水訓練等、毎月想定を変え実施し、うち2回は消防署職員立会のもとおこなわれている。海拔1.8mという立地と、近くに流れる巴川の浸水想定区域に位置しており、川の氾濫や津波の被害が予想されるため、清水岡小学校3階や聖母保育園避難タワーなど高台への避難誘導とし、また、大雨による洪水に関しては園舎2階（遊戯室）への垂直避難として実情に合った訓練をおこなっている。備蓄は2階の備蓄倉庫と清水岡小北校舎3階に保管している。子どもの安否については、インターネットが使える状況であればメール配信システムにて知らせ、これを使った引き渡し訓練を年1回行っている。BCPは策定されていない。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>保育士は児童憲章や倫理綱領が記載された「保育のしおり」を携行し、「保育手順マニュアル」より日常の保育実施時の基礎的な留意点を学び、「事故防止安全マニュアル」の場面別チェックポイントや安全チェックリストを活用して安全なこども園の環境を整えている。また、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」にもとづいてランドデザインや『教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画』が編成されている。これらは園ごとの環境や園児の姿により柔軟に展開され、保育実践が画一的なものとはなっていない。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法の検証・見直しについては、制度改定やこども園園長が集まる「園長会」において必要に応じて検討されている。今年度は「事故防止安全マニュアル」改訂版が発行</p>		

され、各職員に配付されている。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>3歳未満児、支援児については具体的ニーズを明示した個別指導計画を作成し、3歳以上児は年度末に作成する園児指導要録に個別の指導について記載している。新入园児オリエンテーション時、保護者に記入してもらった児童票、保健調査票や直接保護者から聴き取りした内容を基に、家庭状況や発育及び健康状況、こども園への要望等把握して計画を立案している。週案、月案での自己評価や日々保育の振り返りから次へつなげるようねらいを立て、実践へつなげている。特別な支援を必要とする園児についてはサポートプランを作成し、保護者とも面談を行い、個々に合った支援方法で教育保育をおこなっている。月に2回、支援児のみでミッキー活動をおこなっており、担当者が計画を立て、支援児が自信をもって活動できるよう援助している。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画書（月間・週間）は改善の必要がある時は園長、副園長、クラスリーダーで随時検討をおこなっている。見直しや変更のあった指導計画は関係職員で検討後、昼の打合せや職員会議で報告し、会議に参加できない職員には各担当者から伝達したり紙面で回覧したりしている。週、月の自己評価を次週、次月の立案に反映させ、年度の終わりに課題や十分でない部分を明確にしている。年度末に教育課程や各分掌で年間計画の見直し、すり合わせをおこない、行事アンケートや利用者アンケートで把握した保護者の意向や、学校評議員会での意見を反映し、次年度の計画を立てている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>児童票・保健調査票・指導要録など、こども園課で定め統一された様式に記録している。0、1、2歳児は個別記録、支援児はサポートプランと個別記録によりその実施を確認することができる。幼児クラスは指導計画の中に個別対応について記載し、年度末に記入している園児指導要録でも確認することができる。「園児指導要録の様式及び取り扱い」や文献を参考に指導要録を作成し、年1回こども園課より指導主事が訪問、閲覧して書き方の指導を受けている。子どもに関する情報は、毎日昼の打合せや月2回実施する職員会議にて伝達している。参加できない職員には各担当者から報告したり、打ち合わせ記録簿で確認する体制が徹底されている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡県個人情報保護条例にもとづいて記録の管理、廃棄、情報の提供をおこなっている。記録管理責任者を園長と定め、個人情報に関する全ての物を施錠のできる鉄庫（書庫）にしまうよう職員に指導し、文書管理記録や廃棄文書の指定に沿って保管、廃棄をおこなっている。廃棄の方法は市で決められており、溶解文書にまとめ処理している。職員はインターネット</p>		

研修を受講してその知識を深め、毎月「個人情報漏えい防止セルフチェックシート」で振り返り徹底した指導をおこなっている。保護者には入園オリエンテーションの際、重要事項説明書を用い個人情報の取扱いについて同意を得ている。

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は児童憲章、児童権利条約、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて編成し、静岡市の基本理念と静岡市立こども園において目指す子どもの姿から園教育・保育目標、重点目標を設定している。全体的な計画の中にグランドデザインや各歳児の発達の姿に合わせた教育・保育課程などが明示され、地域の実態及び園児の発達や家庭環境の実態を分析し、その現状に合わせた内容で編成している。年度ごとにクラスリーダーが意見を取りまとめ再編成について話し合いをしている。分掌については各担当者を中心に様々な活動の年間計画を作成し、教育・保育活動の中で活かしている。全体的な計画は期ごと、月、週、日で振り返り、評価、反省し、次の計画に活かしている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>各保育室に温湿度計を設置し、気温や湿度に応じてエアコンや空気清浄機、加湿器の利用とともに毎日換気を積極的におこなって感染予防に努めている。また、毎年薬剤師による照度、二酸化炭素濃度、ダニやホルムアルデヒドの測定を行い、環境状態を確認、改善をおこなっている。早番担当保育士による毎日の遊具点検、室内外の点検、副園長と他の職員で施設の安全点検を実施し園長に報告、毎月こども園課に提出している。家具は転倒防止をして、午睡時、夏はござ、冬はじゅうたんの上に布団を敷いて心地よい睡眠を促し、毎週末布団は家庭に持ち帰り衛生管理を依頼している。玩具の消毒は乳児は毎日、幼児は毎週末におこなっている。平成21年に新園舎が完成し、開放的な高い天井と広々とした保育室は無機質でもあり、子どもが安心できるように天蓋で落ち着ける空間を作ったり、ラティスや帆布、タイルカーペット等でコーナー作りをしたり、怪我のないようクッションを利用したりと、歳児ごとに「心地よい空間」作りへの工夫が光っている。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・◎・c
<p><コメント></p> <p>新入園児は家庭環境や生活面について個々の聞き取りを行い、一人ひとりの発達を把握し、</p>		

保護者に記入してもらった児童票や前任者からの引継ぎにて職員間での共通理解を図っている。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、保育者は子どもの目の高さに合わせたり、スキンシップをとったり、子どもの視線・表情・しぐさなどから気持ちを汲み取るよう努めている。また、子どもの思いを受け止めて言葉におきかえたり共感したり、子どもの発想を実現できるよう一緒に考えて環境づくりをしている様子が日誌の記録からも読み取れる。子どもたちが慌てることのないように時間に幅を持たせて活動し、その子に応じて見通しが持てるような言葉かけをしている。また、自分でやろうとしている時は職員が連携し合い、時間を要しても見守るように意識をしている。

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㊟・b・c
----	---	-------

<コメント>
一人ひとりの子どもの発達を理解し、自分でやろうという気持ちを尊重しながら、保育者が手を添えたり一緒にやったり、さりげない援助で「自分でできた」喜びを共感して次への自信へつなげている。また、個人のマークや手順表などの視覚支援を取り入れ、子どもが自ら進んでできるようにしている。また、食事や排泄などは子ども自らやってみたくなるような環境を整えたり、時間や気持ちに余裕を持てるよう配慮し、焦ったり慌てることのないよう関わっている。基本的な生活習慣の大切さについて、食育や保健等の分掌が年間計画に沿って絵本、紙芝居、ペープサートなどを使い、わかりやすく伝えている。

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㊟・b・c
----	---	-------

<コメント>
年度ごとに園の重点目標から研修テーマを定め、一年を通して市立こども園各園が『遊び改善構想』に取り組んでいる。園の重点目標「夢中になって遊ぶ～レッツチャレンジ!～」を軸として、今年度は運動遊びを中心に「一人ひとりの「一歩、もう一歩」を引き出すための援助」を設定している。「今、ここ!」の瞬間を見逃さず関わること、思わずチャレンジしたくなるような環境を作ること、の2点を援助方法の手立てとして、週日案、組織的な園内研修、研修主任としてそれぞれ評価し、年度末に振り返り次年へとつなげている。門を入ったスロープ部分のケンパ道、玄関ホール前の線路の道等、いつでも進んで体を動かせる環境を生活動線の中に工夫して作り、また、既成の玩具だけではなく、可動式のコンテナ・タイヤ・マルチパネ等の教材を準備し、子ども自らが遊びの中で工夫できるようにしている。毎月の遊び環境図を基に前日の子どもの遊びを振り返り、登園してすぐに遊び出しができるよう、乳幼児職員で声をかけ合いながら毎朝園庭の環境設定をおこなっている。昼や夕方の打ち合わせでは各クラスの子どもの様子や遊びを職員同士で伝え合うことで、子どもの「やってみたい」の気持ちを園全体で保障できるようにしている。また、季節ごとに色水作りや落ち葉拾い等身近な自然にふれ、各活動や行事に合わせ八百屋や魚屋・花屋など様々な店舗に行き買い物したり、11月には勤労感謝の日に近隣の病院を訪問したり、ごみ回収業者に感謝の気持ちを伝える機会を設ける等、生活と遊びを豊かにする保育が展開されている。

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
----	---	-------

<コメント>

特定の保育者にいろいろな要求や甘えを受け止めてもらい、安心して過ごすことを学年目標としている。家庭に近い環境の中で過ごせるよう、保護者に一日の生活リズムを連絡ノートに細かく記入してもらい、午前中に眠くなった子は午前午睡ができるように配慮し、一人ひとりに合わせた環境を整えている。特定の保育者と触れ合いながら一人ひとりが発するサインや表情を見逃さず、応答的な関わりで安定した関係を築いていることが経過記録からうかがえる。安心できる保育者に見守られ、ハイハイや歩行などの発達に合わせ、意欲的な探索活動ができるよう安全で活動しやすい環境を作り、音が出たり、感触を楽しんだり、身体を動かすことが楽しくなるような玩具を用意している。連絡帳や送迎時のやりとりの中で、園での一日の過ごし方を伝えたり、家庭での様子を把握したりして、子どもの姿や成長を伝え合い共有している。毎月のクラスだよりには個々のエピソードや写真が添えられており、読む楽しみが感じられる。

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	◎・b・c
----	---	-------

<コメント>
 保育者との信頼関係のもとで安心して過ごし、探索活動を十分楽しむこと、自分の思いや欲求を表しながら好きな遊びを楽しむことを学年目標としている。子どもが自ら遊びを決定し、すぐに遊び出せるようその時の興味や関心を捉えて環境を整えている。できる、できないにかかわらず何でも自分でやってみたい思いを受け止め、集中してじっくり遊べる時間と空間を確保し、一人ひとりの子どもの姿に応じた見守り、声かけ等手助けをして、自分でできたことを認めている様子がどの子の経過記録にも記されている。また、運動面の発達に伴い全身を使った活発な遊びが多くなる時期でもあり、事前に安全点検をおこなって危険回避に努めている。さらに、子ども同士のやり取りを見守り、その場に合った仲立ちや、乳児園庭と幼児園庭の行き来で、幼児やクラス担任以外の異年齢交流を楽しむ機会も作っている。クラスだよりは、子どもが夢中になっている遊びや友だちとのやり取りの場面を伝えたり、家庭で共有できる話題を提供している。登降園時の保護者からの聞き取りや連絡ノートを利用して成長の過程を共有し、かわり方を話合って進めている。

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	◎・b・c
----	--	-------

<コメント>

- ・ 3歳児は「自分のやりたい遊びを見つけ思い切り楽しむ」ことを学年目標としている。進級児、新入園児が共に過ごし環境が大きく変わることもあり、まずは遊びや生活が安心してできる環境作りからおこなっている。遊びに目を向けられるようになってからは子どもが興味、関心をもって活動に取り組めるよう、自分で扱いやすい用具の選定や自分のペースで楽しめる時間と場所を保障している。
- ・ 4歳児は「友だちと関わる中で、自分の思いを伝えたり、相手の思いに気づいたりしながら一緒に遊ぶことを楽しむ」ことを学年目標とし、運動会の活動や秋のごっこ遊びを通し、集団の中で自分なりにイメージをしたものを発信したり表現したりすると共に、友だちと一緒に楽しさが膨らむ経験を積み重ねている。
- ・ 5歳児の学年目標を「友だちと一緒に共通の目的をもって、生活や遊びを進めることを楽

しむ」として、夏祭りごっこや運動会、保育室を利用した街づくりなどみんなで話合って進める協同的な活動に取り組んでいる。その中で友達との意見の違いや折り合いをつけるよう子ども同士で解決できそうな時は見守り、困難な時はさりげなくヒントを出したり調整したりして援助している。

・クラスだよりには、子どもたちが夢中になっている遊びや、写真や子どもたちの声とともに協同遊びでの成長の姿が紹介されている。また、小学校へ公開保育の案内を出し、学校評議員会や保護者との面談において、エピソードや写真を交えて子どもの育ちや協同的な活動について伝えている。

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
----	---	-------

<コメント>
「サポートプラン」を個々に立て、3ヶ月ごとに子どもの様子を記録して具体的な支援方法を明記し、さらに、クラスの月案・週案をもとに、支援児の個別の週案を毎週作成して統合保育に取り組んでいる。ねらいや個別の手立て等、子どもに合わせた具体的な援助ができるように日誌上部に欄を設けて記載し、より細やかな支援がなされている。また、個別の時間で活動する「ミッキー活動」では、年間計画を立て、小さい集団の中で活動を積み重ねることで自信をもち、クラスの中で自分を発揮できる機会としている。行事の前やサポートプランを作成した際に、保護者との面談を実施し、クラスや家庭での様子を伝え合いながら、園と家庭が同じ方向でサポートできるようにしている。また、言語教室や医療福祉センター、うみのこセンター等、関係機関と連携して子どもの発達を支え、支援担当の職員が年間を通じて障害児支援体制サポート強化事業研修に参加し、学んできた内容を研修報告や支援者担当会議で報告して園全体の学びにも活かしている。

A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
----	--	-------

<コメント>
早朝7時から18時までの開園時間の中で、早番・遅番保育では家庭的な雰囲気の中で過ごせるように配慮しつつ、子ども的人数や年齢に応じて乳児・幼児と部屋を分けて生活している。遅番では疲れが出やすいことを考慮し、動と静のバランスを考えた活動を組立て、体調や健康状態にも目を配っている。年齢や人数・発達に応じた玩具を用意し、遊びごとにコーナーを設け、また、異年齢で一緒に過ごす時間では安全面に配慮して互いの遊びも保障できるよう玩具を選定し配置している。保護者への伝達事項等、伝え忘れのないようにクラスファイルや園児健康チェックファイルを活用し、怪我、体調で気になる事などクラス担任が直接保護者に伝えたい場合は、担任から伝えるようにしている。

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・㊟・c
----	---	-------

<コメント>
全体的な計画に小学校との連携に関する年間計画を記載し、公開保育の実施や小学校公開授業への参加等を実施している。就学校は6～7校に及ぶため、全ての小学校とのつながりは難しいものの、4年生児童との交流会や小学校への避難訓練、園児による小学校探検や体育の授業の見学、就学時健康診断等で小学校の生活に対する見通しが持てるようにしている。保護者にはクラス便りや面談を通して就学への取組を伝えている。また、近隣の小学校に公

開保育の案内を出して参観や意見交換の機会を設けたり、学校評議員会における清水小学校教頭との情報交換や、職員が小学校の公開授業を参観してアンケートに答えたりして、就学へのスムーズな移行に努めている。静岡市の統一形式のもと、園児指導要録の作成を0才児から年長児まで毎年行い、就学時には原本のコピーを小学校へ送付している。

A-1-(3) 健康管理

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
-----	------------------------------	-------

<コメント>

全体的な計画の中に保健計画を作成し発育測定、健康診断、保健行事を実施している。入園時に保護者に乳幼児保健調査票に既往歴や予防接種状況を記入してもらい、年2回の内科健診の際問診票を配付し、追記する事項を記入してもらっている。また、保育手順マニュアルにもとづき、朝の受け入れ時には玄関に職員が立ち視診、体温、体調等聴き取りして日々の健康状態を把握している。子どもの健康に関する方針や取組については、入園のしおりに子どもの症状を見るポイントを載せたり、ナースだよりを配布して情報提供している。保護者や職員が目にする場所へ情報を掲示して乳幼児突然死症候群に関する知識を周知し、睡眠時チェックもおこなわれている。

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a・b・c
-----	-----------------------------------	-------

<コメント>

内科健診、歯科検診、視力検査の結果は静岡市立こども園乳幼児健康診断票、保健調査票、歯科検診票に記載され、担任、こども園課の看護師も確認して、受診が必要な場合は書面で知らせている。健診の結果を保健計画に反映し、歯科衛生士による歯みがき指導を年1回実施、年中組と年長組は毎日歯みがき、フッ化物洗口をおこなっている。食育においてはジュース中の砂糖の含有量をペットボトルで示したり、食材が持つ働きを知り苦手な食べ物に挑戦したり、ペーパーサートや絵本を用い、年齢に合わせた方法で伝えている。また、早寝、早起き、朝ごはんの大切さ、手洗い、うがい、咳エチケットなど風邪や感染予防などについて幼児は保育者と一緒に考える機会を作り、実践につなげている。

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
-----	--	-------

<コメント>

静岡市公立こども園での食物アレルギー対応（実施・変更・解除）事務手続きマニュアルにもとづいて対応している。入園前、保護者にアレルギー確認票にて食物アレルギーの有無を確かめ、アレルギーがある場合は面談日を決めて、主治医が作成した「生活管理指導票」と保護者からの「除去食品確認表」を基に、保護者、園長、クラス責任者、調理員が確認している。毎月アレルギー会議をおこない、給食献立の中で提供できるものと除去が必要なものを再確認し、毎日の打合わせでも周知を徹底している。食事提供の際は園児名、除去する食材を記入したプレート、他児と異なるアレルギー児用の食器に盛り付けられた給食を専用トレーに乗せて、アレルギー児→他児の順で配膳、提供している。職員はアレルギー疾患への対応について研修をおこなって周知し、保育説明会にて全保護者にアレルギー児への食事の提供について説明している。

A-1-(4) 食事

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
-----	----------------------------------	-------

<コメント>

食育の年間計画を立て、食に関する興味関心が広がっていくように野菜の栽培やクッキング、毎月の食育活動、行事食の提供等をおこなっている。園で栽培したじゃが芋、玉ねぎ、にんじんで作ったカレーを自宅から持ってきたお皿に盛り付け、その家の隠し味を聞いたり、旗を立てたりしてオリジナルカレーを楽しんでいる。その様子は写真や食材サンプル等で展示して、内容の理解と共に家庭での食育に役立つよう働きかけている。衛生面を考慮して陶磁器の食器を使用し、子どもが自分で食べられる量を伝えられる雰囲気づくりを心がけ、「食べることが楽しい」「全部食べられた」という満足感を得られるようにしている。また、苦手なものでも子ども同士の関わりの中で刺激を受け「食べてみよう」と思えるような言葉かけも工夫している。保護者から子どもの苦手な食べ物を聞いた上で、家庭でも参考にしてもらえように、子ども達が食べやすくなるようなレシピを用意し、自由に持っていけるよう玄関に置いている。

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
-----	---	-------

<コメント>
 こども園課管理栄養士により1か月ごとに通知される献立を、園の行事や子どもの発達・アレルギーに応じて見直し決定している。「市立こども園給食室衛生管理標準作業書」に則り衛生管理され、調理員と保育教諭が毎月の献立会議・月初の職員会議にて量・味付け・盛り付けなど確認し、調理に反映させている。毎日の残食の有無を実施状況記録簿に記入し、検食記録簿も毎日3回その都度記載し保管している。また、日々の給食の食べ具合を給食感想ファイルに記録し、口頭で調理員に様子を伝達して次回の献立の決定や調理の工夫につなげている。行事に合わせたこいのぼりライス・七夕そうめん、月見だんご・クリスマスケーキ・七草粥・鬼面ライス等、季節のメニューがあり、静岡ならではの黒はんぺんやしらすを使った駿河汁やおやつやしらすトーストも人気メニューとなっている。調理工程の写真を撮って展示したり、食育の会で調理員から子どもたちに伝えたいことを話したりする機会を設け、提供する食事の評価・改善に役立てている。

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 乳児全員と支援児は連絡ノートを活用し、子どもの成長やエピソードを記入し日常的に情報交換をおこなっている。また、送迎時、具体的に口頭で子どもの様子を伝えたり、家での様子を聞いたりコミュニケーションを図りながら家庭との連携をとっている。保育の意図や保育内容については入園時にグランドデザインを配付し、園の教育・保育目標や重点目標、学年ごとの保育方針やねらい、内容等、保育の中で大切にしたいことを伝え、園だよりやクラスだよりにも載せている。また、季節ごとポートフォリオを掲示し、園での生活や子どもの姿や成長を知ってもらうようにしている。さらに保育参加会を実施して一緒に遊びながら園での様子を伝えたり、個人面談の中で動画を通して成長を共有したり等、視覚的により伝わりやすい方法を探っている。</p>		

A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>登園時は玄関に職員が立ち、笑顔で親子を受け入れ、降園時には担任より子どもの様子、成長を伝えるとともに、子どもの事だけでなく、保護者自身の事でも会話をもつように心がけ信頼関係が構築されるよう努めている。連絡帳は家庭での食事・睡眠等生活リズムが記入できるものを選択し、育児の大変さを労いながらアドバイスし、成長の様子を記載している。保護者からの相談内容によっては、改めて面談日を設け対応している。面談は必ず担任、担当以外に園長や副園長が加わり複数の職員がいる中でおこない、助言できるようにしている。面談票には、子育ての苦勞を受け止め、寄り添いながら一緒に考える姿勢が表れている。</p>		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所から作成された資料「こども園等で園児に傷・痣を見つけた場合の対応」を職員に配付し、周知している。登園時、発育測定時、着替えをする時などに傷や痣の有無をチェックしたり、子どもとの会話の内容、子どもの表情からの気づきにも留意している。また、体や洋服の汚れ、体臭、食事の仕方なども観察し早期発見に努めている。気になることがあった場合は、即園長に報告、確認し、児童相談所に通告することが職員間で周知されている。虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、送迎時に積極的に声をかけ、必要に応じて事務室でゆっくり保護者の話を傾聴し、こども園が安心して相談できる場であることを伝えている。連絡がないまま、園児の欠席が続く場合は園から電話をし、様子を確認している。虐待が疑われる園児の情報は清水区子育て支援課家庭児童相談係や児童相談所と共有し合い、必要に応じて連絡を取り合っている。「虐待を発見したら」のフローチャートを掲示し、職員がいつでも確認できるようにしている。また、虐待に関するポスターを掲示し、保護者の意識、抑止力につなげている。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>週日案、月案または期案で自分の保育を振り返り、毎日の昼の打合わせで今日の保育の振り返りと、他学年に伝え合いをしている。自己評価は子どもの活動だけでなくねらいを意識し、そのねらいから子どもの姿を振り返り、次の手だてや援助を考慮して記入している。園評価を年2回、園内研修の反省を年1回、毎月の月反省で自らの保育を振り返り、職員全体で話し合いをおこなうことで園全体の教育・保育の質の向上につなげている。</p>		